

平成 25 年 10 月土庄町議会臨時会会議録

土庄町告示第 93 号

平成 25 年 10 月土庄町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成 25 年 10 月 15 日

土庄町長 岡 田 好 平

- 1、 期 日 平成 25 年 10 月 22 日（火）
- 2、 場 所 土庄町役場 議場

平成 25 年 10 月 22 日（火曜日） 午前 9 時 30 分 各議員着席

○議長（三枝邦彦君）

おはようございます。

本日は、ご多忙のところ、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、町長から本臨時会招集のご挨拶がございます。

岡田町長。

○町長（岡田好平君）

おはようございます。

本日、平成 25 年 10 月土庄町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り誠にありがとうございます。

本日の付議事件は、平成 25 年度土庄町一般会計補正予算第 3 号でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げまして、招集のご挨拶といたします。

議会運営委員会委員長報告

○議長（三枝邦彦君）

去る 10 月 16 日、午後 2 時より議会運営委員会を開催いたしまして、本臨時会の運営等についてご審議をお願いいたしました。その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

○議長（三枝邦彦君）

議会運営委員長 太田和博君。

○議会運営委員長（太田和博君）

おはようございます。

議会運営委員会からご報告を申し上げます。本委員会は、去る10月16日午後2時より委員会室におきまして、今期10月議会臨時会の会期、日程等につきまして審議いたしましたので、その結果についてご報告を申し上げます。

まず会期でございますが、本日の1日を予定しております。

会議の進め方でございますが、執行部より議案第1号の提案理由の説明を受けた後、質疑、討論、採決をお願いいたします。以上で今期10月議会臨時会を閉会する予定でございます。以上です。

平成 25 年 10 月 22 日（火曜日）午前 9 時 30 分 開 議

1、 出席議員

1 番（福本耕太君）	2 番（濱中幸三君）	3 番（山田建之君）
4 番（山崎勝義君）	5 番（佐々木邦久君）	6 番（川本貴也君）
7 番（泊 満夫君）	8 番（山本良熙君）	9 番（上川正衛君）
10 番（川口幸路君）	11 番（太田和博君）	12 番（藤本誠助君）
13 番（井上正清君）	14 番（三枝邦彦君）	

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第 121 条による出席者

町 長（岡田好平）	総務課長（難波正樹）
企画課長（糸 英彦）	税務課長（中井俊博）
福祉課長（須浪宏和）	健康増進課長（奥村 忠）
住民環境課長（椎木 孝）	人権対策課長（澤田 穰）
建設課長（樋口英士）	農林水産課長（前田満照）
商工観光課長（宮原正行）	教育総務課長（宮原隆昌）
生涯学習課長（南堀英二）	病院事務長（三木俊明）
水道課長（川本公義）	出納室課長（木下公明）
債権管理室課長（岡田耗使）	総務課課長補佐（川田順也）
総務課係長（三枝恵吾）	

議会事務局職員

議会事務局長（鳥井基史）	書記（塩本 元）
--------------	----------

議事日程 第 1 号

別紙のとおり

平成25年10月土庄町議会臨時会

議事日程（第1号）

（平成25年10月22日招集）

平成25年10月22日（火曜日）午前9時30分 開議

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 会期の決定について
第 3 議案第1号：平成25年度土庄町一般会計補正予算（第3号）

開会、開議

○議長（三枝邦彦君）

ただ今、議会運営委員長からの報告のありましたとおり、本臨時会は、本日1日を予定いたしております。運営等につきましては、スムーズに審議ができませんようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

ただ今の出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成25年10月土庄町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布いたしましたとおりであります。

会議録署名議員の指名

○議長（三枝邦彦君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において6番 川本貴也君、7番 泊満夫君を指名いたします。

会期の決定

○議長（三枝邦彦君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日にいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決しました。

議案の上程、提案理由の説明（議案第1号）

○議長（三枝邦彦君）

日程第3、議案第1号、平成25年度土庄町一般会計補正予算第3号について

を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○議長（三枝邦彦君）

総務課長 難波正樹君。

○総務課長（難波正樹君）

おはようございます。

それでは、私の方から、今議会に提案されました議案につきまして、ご説明をいたします。

お手元に配付の議案書をお願いいたします。1ページをお開きください。

議案第1号 平成25年度土庄町一般会計補正予算（第3号）でございます。

第1条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入の特定財源につきましては歳出の際にご説明をいたします。

歳出の方からご説明を申し上げます。10ページをお開きください。

6款農林水産業費 1項農業費の農地一般事業につきましては、災害復旧事業に係る県及び郡への特別賦課金でございます。財源のうち分担金 1,000 円を充当いたしております。

続きまして、11款災害復旧費 1項農林水産業施設災害復旧費につきましては、梅雨前線の豪雨災害によるものでございまして、農業用施設災害復旧事業につきましては、ため池 1 件の災害復旧事業に係る経費でございます。財源のうち県費 775 万円、地方債 370 万円、分担金 37,000 円を充当いたしております。施行場所につきましては目島、工事内容につきましては堤体内の空洞化による修繕でございまして、延長 36.2mの復旧でございます。

農地災害復旧費につきましては、2 件の農地災害復旧事業に係る経費でございまして、財源は県費 131 万 2,000 円、地方債 110 万円、分担金 97,000 円を充当いたしております。1 件の施行場所につきましては肥土山、工事内容につきましては畦畔の復旧でございまして延長 5m、事業費につきましては 163 万 8,000 円でございます。もう 1 件につきましては施行場所につきましては滝宮でございます。工事内容につきましては畦畔の復旧でございまして、延長 12m、事業費 98 万 7,000 円でございます。

以上が補正予算の概要でございまして財源の不足分につきましては普通交付税を充てております。今回の補正額につきましては 1,469 万円の増額となりまして、補正前の予算額と合計いたしますと 77 億 6,602 万 2,000 円となっております。

次に地方債の補正でございますが、4 ページをお開きください。農地災害復旧事業及び農業用施設災害復旧事業を新たに追加をいたしております。以上で

ございます。

提案理由に対する質疑（議案第 1 号）

○議長（三枝邦彦君）

これもちまして、提案理由の説明を終わります。ただ今説明のありました議案第 1 号について質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）

ないようでございますので、議案第 1 号についての質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（議案第 1 号）

○議長（三枝邦彦君）

これより、討論、採決に入ります。

日程第 3、議案第 1 号、平成 25 年度土庄町一般会計補正予算第 3) についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 1 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩

○議長（三枝邦彦君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 9 時 37 分
再 開 午前 9 時 39 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○副議長（井上正清君）

再開いたします。

先ほど休憩中に、議長三枝邦彦君から議長辞職願が提出されました。

この際、議長辞職についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いを
ます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

議長辞職について

○副議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長辞職についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

地方自治法第 117 条の規定により、三枝邦彦君の退席を求めます。

（三枝邦彦君 退席）

○副議長（井上正清君）

辞職願を職員に朗読させます。

（辞職願 事務局長が朗読）

○副議長（井上正清君）

お諮りいたします。

三枝邦彦君の議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○副議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、三枝邦彦君の議長辞職を許可することに決しました。三枝邦彦君の入場を許可します。

（三枝邦彦君 入場）

○副議長（井上正清君）

ただ今、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙第 1 号として選挙を行いたいと思
います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

議長の選挙

○副議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、選挙第 1 号として選挙を行うことに決
しました。

休憩

○副議長（井上正清君）

準備の都合上、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 9 時 41 分

再 開 午前 9 時 42 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○副議長（井上正清君）

再開いたします。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 1 項の規定により投票にいたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○副議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、投票によることに決しました。

議場の閉鎖を命じます。

（議場の閉鎖）

○副議長（井上正清君）

ただ今の出席議員は 14 名であります。

お諮りいたします。

会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に 8 番 山本良熙君、9 番 上川正衛君を指名いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○副議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、立会人に 8 番 山本良熙君、9 番 上川正衛君を指名いたします。

○副議長（井上正清君）

投票用紙を配布させます。

（投票用紙配布）

○副議長（井上正清君）

投票用紙の配布もれはありませんか。

（確 認）

○副議長（井上正清君）

配布もれなしと認めます。

投票箱を改めます。

（投票箱点検）

○副議長（井上正清君）

異常なしと認めます。

これより投票に移ります。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙に、被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

○議会事務局長（鳥井基史君）

それでは、議席順に順次お名前をお呼びいたしますので、呼ばれた方は投票をお願いいたします。

1 番 福本耕太議員、2 番 濱中幸三議員、3 番 山田建之議員、4 番 山崎勝義議員、5 番 佐々木邦久議員、6 番 川本貴也議員、7 番 泊満夫議員、8 番 山本良熙議員、9 番 上川正衛議員、10 番 川口幸路議員、11 番 太田和博議員、12 番 藤本誠助議員、14 番 三枝邦彦議員、13 番 井上正清議員、以上でございます。

○副議長（井上正清君）

投票もれはありませんか。

（確 認）

○副議長（井上正清君）

投票もれなしと認めます。

投票を終了いたします。

○副議長（井上正清君）

開票を行います。

8 番 山本良熙君、9 番 上川正衛君、立ち会いをお願いいたします。

（開 票）

○副議長（井上正清君）

選挙の結果を申し上げます。

投票総数 14 票、そのうち有効投票 12 票、無効投票 2 票です。

有効投票中、川本貴也君 11 票、福本耕太君 1 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。
よって、川本貴也君が議長に当選しました。
議場の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖を解く)

○副議長（井上正清君）

ただ今、議長に当選されました川本貴也君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

川本貴也君、議長当選のご挨拶をお願いいたします。

○6番（川本貴也君）

議長就任につきまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

ただ今、選挙によりまして、議長職に指名していただきまして、私自身誠に光栄に感じていると同時に、またその議長職としての使命感、また責任感を痛切に感じている次第でございます。

と言いますのも、皆さん今さら言う必要までもなく、わが町にとりまして様々な課題が山積しているような状況でございます。そのような中、皆様これからは議会議員全員で1人ひとりのご指導、ご協力を仰ぎつつ、また執行部とともに両輪となって、この町に山積しております様々な課題をクリアしていきたいと考えておりますので、議員の皆様1人ひとりのご協力をこの場をお借りいたしましてお願いいたしまして、簡単ではございますが私の就任の挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(拍手)

○副議長（井上正清君）

これをもって、議長席を新議長と交代いたします。

川本貴也君、議長席にお着き願います。

休憩

○議長（川本貴也君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前9時56分

再 開 午前9時58分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ

議会事務局職員

休憩前に同じ

再開

○議長（川本貴也君）

再開いたします。

先ほど休憩中に、副議長井上正清君から副議長の辞職願が提出されました。

この際、副議長辞職についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思
います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

副議長辞職について

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、副議長辞職についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

地方自治法第 117 条の規定により、井上正清君の退席を求めます。

（井上正清君 退席）

○議長（川本貴也君）

辞職願を職員に朗読させます。

（辞職願 事務局長が朗読）

○議長（川本貴也君）

お諮りいたします。

井上正清君の副議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

○9 番（上川正衛君）

議長。

○議長（川本貴也君）

9 番 上川正衛君。

○9 番（上川正衛君）

9 番上川です。私は異議を唱えます。

今、新川本議長も言われましたけれども、土庄町において非常に大変な大きな問題が様々あります。そういった中で、議会のトップである議長、副議長が同時に辞任されるということは、今後の議会運営また土庄町の運営に関して支障が出る可能性がなくはないと思います。そういう点で、私は副議長は現状のまままでいていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（川本貴也君）

先ほどの件につきましては異議がありますので起立によって採決したいと思います。

賛成の諸君の起立を求めます。

休憩

○議長（川本貴也君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 10 時 01 分

再 開 午前 10 時 02 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（川本貴也君）

再開いたします。失礼いたしました。

先ほど、井上正清君の副議長辞職に関しまして 9 番上川議員によりご異議がありました。よってお諮りしたいと思います。井上正清議員の辞職に関しまして賛成の方の起立を求めたいと思います。辞職を許可することに賛成の方、ご起立の方をお願いいたします。

(起立多数)

○議長（川本貴也君）

結構です。起立多数。

よって、井上正清君の副議長辞職を許可することに決しました。

井上正清君の入場を許可します。

(井上正清君 入場)

○議長（川本貴也君）

ただ今、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙第 2 号として、選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

副議長の選挙

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙第 2 号として選挙を行うことに決しました。

休憩

○議長（川本貴也君）

準備の都合上、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 10 時 04 分

再 開 午前 10 時 05 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（川本貴也君）

再開いたします。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 1 項の規定により投票にいたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、投票によることに決しました。

議場の閉鎖を命じます。

（議場の閉鎖）

○議長（川本貴也君）

ただ今の出席議員は 14 名であります。

お諮りいたします。

会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に 10 番 川口幸路君、11 番 太田和博君を指名いたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（川本貴也君）

異議なしと認めます。

よって、立会人に 10 番 川口幸路君、11 番 太田和博君を指名いたします。

○議長（川本貴也君）

投票用紙を配布させます。

(投票用紙配布)

- 議長（川本貴也君）
投票用紙の配布もれはありませんか。

(確認)

- 議長（川本貴也君）
配布もれなしと認めます。
投票箱を改めます。

(投票箱点検)

- 議長（川本貴也君）
異常なしと認めます。
これより投票に移ります。
念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。
投票用紙に、被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。
点呼を命じます。

- 議長（川本貴也君）
議会事務局長。

- 議会事務局長（鳥井基史君）
それでは、議席順に順次お名前をお呼びいたしますので、呼ばれた方は投票をお願いいたします。

1 番 福本耕太議員、2 番 濱中幸三議員、3 番 山田建之議員、4 番 山崎勝義議員、5 番 佐々木邦久議員、7 番 泊満夫議員、8 番 山本良熙議員、9 番 上川正衛議員、10 番 川口幸路議員、11 番 太田和博議員、12 番 藤本誠助議員、13 番 井上正清議員、14 番 三枝邦彦議員、6 番 川本貴也議員、以上でございます。

- 議長（川本貴也君）
投票もれはありませんか。

(確認)

- 議長（川本貴也君）
投票もれなしと認めます。
投票を終了いたします。

- 議長（川本貴也君）
開票を行います。
10 番 川口幸路君、11 番 太田和博君、立ち会いをお願いいたします。

(開票)

- 議長（川本貴也君）
選挙の結果を申し上げます。

投票総数 14 票、そのうち有効投票 9 票、無効投票 5 票。
有効投票中、川口幸路君 8 票、福本耕太君 1 票。以上のとおりであります。
この選挙の法定得票数は 2.25 票であります。
よって、川口幸路君が副議長に当選されました。
議場の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖を解く)

○議長 (川本貴也君)

ただ今、副議長に当選されました川口幸路君が議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定による当選の告知をいたします。

川口幸路君、副議長当選の挨拶をお願いいたします。

○10 番 (川口幸路君)

おはようございます。

この度は副議長にご推薦をいただきまして誠にありがとうございます。議員の皆様には本当に心より感謝を申し上げます。

さて、私は黒子役として議長を支え、町民のため、議会の発展のために微力でございますけれども一生懸命努力する覚悟でございます。今後とも町長、執行部の皆さん、議会の皆さんの引き続きより良いご指導、ご鞭撻を切にお願い申し上げます。お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

休憩

○議長 (川本貴也君)

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 10 時 17 分

再 開 午前 10 時 19 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ

議会事務局職員

休憩前に同じ

再開

○議長（川本貴也君）

再開いたします。

お諮りいたします。

この際、日程を追加し、議席の一部を変更いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

議席の一部変更

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、この際、これを日程に追加し、議席の一部変更を行います。

今回の選挙により、議長、副議長が交代いたしましたので、会議規則第 3 条第 3 項の規定により、7 番 泊満夫君を 6 番に、8 番 山本良熙君を 7 番に、14 番 三枝邦彦君を 8 番に、13 番 井上正清君を 10 番に、10 番 川口幸路君を 13 番に、6 番私、川本貴也を 14 番に、それぞれ議席を変更いたします。

休憩

○議長（川本貴也君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 10 時 20 分

再 開 午前 10 時 33 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ

議会事務局職員

休憩前に同じ

再開

- 議長（川本貴也君）
再開いたします。

総務建設常任委員会正副委員長の決定

- 議長（川本貴也君）

休憩中に総務建設常任委員会を開催し、委員長の私、川本貴也と副委員長の山崎勝義君が辞任し、新委員長に山崎勝義君、新副委員長に佐々木邦久君を互選いたしております。ご報告いたしたいと思っております。

休憩

- 議長（川本貴也君）
暫時休憩いたしたいと思っております。

休 憩 午前 10 時 34 分

再 開 午前 10 時 45 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ

議会事務局職員

休憩前に同じ

再開

○議長（川本貴也君）

再開いたします。

さきほど休憩中に井上正清君と私、川本貴也は議会運営委員会委員の辞任願を提出させていただきました。

この際、議会運営委員会委員の辞任についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

議会運営委員会委員の辞任について

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員の辞任についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

休憩

○議長（川本貴也君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 10 時 45 分

再 開 午前 10 時 46 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ

議会事務局職員

休憩前に同じ

再開

○議長（川口幸路君）

再開いたします。

地方自治法第 117 条の規定により、井上正清君、川本貴也君の退席を求めます。

（井上正清君、川本貴也君 退席）

○副議長（川口幸路君）

辞任願を職員に朗読させます。

（辞任願 事務局長が朗読）

○副議長（川口幸路君）

お諮りいたします。

井上正清君、川本貴也君の議会運営委員会委員の辞任を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○副議長（川口幸路君）

ご異議なしと認めます。

よって、井上正清君、川本貴也君の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決しました。

井上正清君、川本貴也君の入場を許可します。

（井上正清君、川本貴也君 入場）

休憩

○副議長（川口幸路君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 10 時 47 分

再 開 午前 10 時 48 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ

議会事務局職員

休憩前に同じ

再開

○議長（川本貴也君）

再開いたします。

ただ今、議会運営委員会委員が 2 名欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

議会運営委員会委員の選任

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 6 条第 4 項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

よって、議会運営委員会委員に川口幸路君と山崎勝義君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今朗読のとおり指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名の川口幸路君と山崎勝義君を議会運営委員会委員に

選任することに決しました。

休憩

○議長（川本貴也君）
暫時休憩いたします。

休 憩 午前 10 時 49 分
再 開 午前 10 時 53 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ

議会事務局職員

休憩前に同じ

再開

○議長（川本貴也君）
再開いたします。

さきほど休憩中に三枝邦彦君、井上正清君から、議会広報特別委員会委員の辞任願が提出されました。

この際、議会広報特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

議会広報特別委員会委員の辞任について

○議長（川本貴也君）
ご異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

地方自治法第 117 条の規定により、三枝邦彦君、井上正清君の退席を求めます。

(三枝邦彦君、井上正清君退席)

○議長 (川本貴也君)

辞任願を職員に朗読させます。

(辞任願 事務局長が朗読)

○議長 (川本貴也君)

お諮りいたします。

三枝邦彦君、井上正清君の議会広報特別委員会委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長 (川本貴也君)

ご異議なしと認めます。

よって、三枝邦彦君、井上正清君の議会広報特別委員会委員の辞任を許可することに決しました。

三枝邦彦君、井上正清君の入場を許可します。

(三枝邦彦君、井上正清君 入場)

○議長 (川本貴也君)

議会広報特別委員会委員が 2 名欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議会広報特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長 (川本貴也君)

ご異議なしと認めます。

休憩

○議長 (川本貴也君)

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 10 時 56 分

再 開 午前 10 時 57 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ

議会事務局職員

休憩前に同じ

再開

- 議長（川本貴也君）
再開いたします。

議会広報特別委員会委員の選任

- 議長（川本貴也君）
議会広報特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。
議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第 6 条第 4 項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっております。
よって、議会広報特別委員会委員に川口幸路君と私、川本貴也を指名いたします。
お諮りいたします。
ただ今朗読のとおり指名することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と叫ぶものあり）

- 議長（川本貴也君）
ご異議なしと認めます。
よって、ただ今指名の川口幸路君と私、川本貴也を議会広報特別委員会

委員に選任することに決しました。

さきほど休憩中に三枝邦彦君から、決算特別委員会委員の辞任願が提出されました。

この際、決算特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

決算特別委員会委員の辞任について

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

地方自治法第 117 条の規定により、三枝邦彦君の退席を求めます。

(三枝邦彦君 退席)

○議長（川本貴也君）

辞任願を職員に朗読させます。

(辞任願 事務局長が朗読)

○議長（川本貴也君）

お諮りいたします。

三枝邦彦君の決算特別委員会委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、三枝邦彦君の決算特別委員会委員の辞任を許可することに決しました。

三枝邦彦君の入場を許可します。

(三枝邦彦君 入場)

○議長（川本貴也君）

決算特別委員会委員が 1 名欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、決算特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長 (川本貴也君)

ご異議なしと認めます。

休憩

○議長 (川本貴也君)

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 00 分

再 開 午前 11 時 01 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ

議会事務局職員

休憩前に同じ

再開

○議長 (川本貴也君)

再開いたします。

決算特別委員会委員の選任

○議長 (川本貴也君)

決算特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第 6 条第 4 項の規定

により、議長が会議に諮って指名することになっております。

よって、決算特別委員会委員に私、川本貴也を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今朗読のとおり指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長(川本貴也君)

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名の私、川本貴也を決算特別委員会委員に選任することに決しました。

休憩

○議長(川本貴也君)

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 02 分

再 開 午前 11 時 10 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ

議会事務局職員

休憩前に同じ

再開

○議長(川本貴也君)

再開いたします。

小豆地区広域行政事務組合議会議員の補欠選挙

○議長（川本貴也君）

お諮りいたします。

小豆地区広域行政事務組合議会議員、三枝邦彦君、井上正清君が辞職されましたので、この際、小豆地区広域行政事務組合議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し、選挙第3号として直ちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、この際、小豆地区広域行政事務組合議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し、選挙第3号として直ちに選挙を行うことに決しました。

小豆地区広域行政事務組合同規約第5条第2項の規定により補欠選挙を行います。

○議長（川本貴也君）

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

○議長（川本貴也君）

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

○議長（川本貴也君）

小豆地区広域行政事務組合議会議員に、川口幸路君、山崎勝義君を指名いたします。

○議長（川本貴也君）

お諮りいたします。

ただ今、小豆地区広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長(川本貴也君)

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名いたしました川口幸路君、山崎勝義君が小豆地区広域行政事務組合議会議員に当選されました。

ただ今、小豆地区広域行政事務組合議会議員に当選されました川口幸路君、山崎勝義君が、議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

土庄町小豆島町環境衛生組合議会議員の補欠選挙

○議長(川本貴也君)

お諮りいたします。

土庄町小豆島町環境衛生組合議会議員、三枝邦彦君、井上正清君が辞職されましたので、この際、土庄町小豆島町環境衛生組合議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し、選挙第4号として直ちに議題といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長(川本貴也君)

ご異議なしと認めます。

よって、この際、土庄町小豆島町環境衛生組合議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し、選挙第4号として直ちに選挙を行うことに決しました。

土庄町小豆島町環境衛生組合規約第5条第3項の規定により補欠選挙を行います。

○議長(川本貴也君)

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長(川本貴也君)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

○議長（川本貴也君）

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思
います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

○議長（川本貴也君）

土庄町小豆島町環境衛生組合議会議員に、川口幸路君、山崎勝義君を指名
いたします。

○議長（川本貴也君）

お諮りいたします。

ただ今、指名いたしました川口幸路君、山崎勝義君を土庄町小豆島町環境
衛生組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名いたしました川口幸路君、山崎勝義君が土庄町小豆
島町環境衛生組合議会議員に当選されました。

川口幸路君、山崎勝義君が、議場におられますので、本席から会議規則第 32
条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

伝法川防災溜池事業組合議会議員の補欠選挙

○議長（川本貴也君）

お諮りいたします。

伝法川防災溜池事業組合議会議員、三枝邦彦君が辞職されましたので、この
際、伝法川防災溜池事業組合議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し、選
挙第 5 号として直ちに議題にいたしたいと思ます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、この際、伝法川防災溜池事業組合議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し、選挙第 5 号として直ちに選挙を行うことに決しました。

伝法川防災溜池事業組合規約第 5 条第 3 項の規定により補欠選挙を行います。

○議長（川本貴也君）

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

○議長（川本貴也君）

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

○議長（川本貴也君）

伝法川防災溜池事業組合議会議員に、山崎勝義君を指名いたします。

○議長（川本貴也君）

お諮りいたします。

ただ今、朗読のとおり伝法川防災溜池事業組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名いたしました山崎勝義君が伝法川防災溜池事業組合議会議員に当選されました。

ただ今、伝法川防災溜池事業組合議会議員に当選されました山崎勝義君が、議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の

告知をいたします。

小豆医療組合議会議員の補欠選挙

○議長（川本貴也君）

お諮りいたします。

小豆医療組合議会議員、三枝邦彦君が辞職されましたので、この際、小豆医療組合議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し、選挙第 6 号として直ちに議題といたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、この際、小豆医療組合議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し、選挙第 6 号として直ちに選挙を行うことに決しました。

小豆医療組合同規約第 6 条第 2 項の規定により補欠選挙を行います。

○議長（川本貴也君）

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にいたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

○議長（川本貴也君）

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

○議長（川本貴也君）

小豆医療組合議会議員に、山崎勝義君を指名いたします。

○議長（川本貴也君）

お諮りいたします。

ただ今、朗読のとおり小豆医療組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名いたしました山崎勝義君が小豆医療組合議会議員に当選されました。

ただ今、小豆医療組合議会議員に当選されました山崎勝義君が、議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

閉会中の継続調査申出

○議長（川本貴也君）

お諮りいたします。

議長ならびに総務建設常任委員会の委員長変更により、お手元に配布しております申出書のとおり、改めて閉会中の継続調査の申出があります。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、この際、閉会中の継続調査申出についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

お諮りいたします。

申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、申出書のとおり継続調査に付することに決しました。

閉 会

○議長（川本貴也君）

以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これにて平成 25 年 10 月土庄町議会臨時会を閉会いたします。長時間お疲れ様でした。

閉 会 午前 11 時 18 分